

広告

企画制作・お問合せ先  
日経エージェンシー  
TEL.03-5259-5430

中小企業経営承継円滑化法の概要



自社株にかかる相続税・贈与税の猶予特例は  
2023年3月末までに特例承継計画の提出が必要

多くの中小企業が経営者交代の時期を迎えている。新型コロナウイルス感染症の影響が長引いて経済状況の見通しが立たない時だからこそ、早めの決断が求められる。事業承継では後継者に自社株を贈与したり相続させたりする際の贈与税・相続税がネックになるが、納税が猶予・免除される特例があり、2023年3月末までなら要件が緩和された特別措置も使える。節税効果が非常に高いので、事業承継に上手に活用したい。

**コロナ禍と高齢化で  
廃業件数が過去最多に**  
4月に公表された「中小企業白書」によると、コロナ禍にあっても金融支援の拡大や持続化給付金などの支援策によって倒産件数は低水準となっている。一方で、経営者の平均年齢が年々上がっていることもあり、2020年の廃業件数は過去最多となった。白書は「事業承継後に販路開拓や経営理念の再構築など新たな取り組みにチャレンジする企業が多く」「新たな日常への対応」を含め企業の成長・発展を促していくためにも事業承継を推進することは重要」としている。

**納税猶予の申請件数は約10倍に拡大**  
中小企業の事業承継を円滑にするため08年に「中小企業経営承継円滑化法」が制定された。柱は3つある。1つは、一定の条件を満たせば後継者が生前贈与で取得した自社株を、民法で定められた遺留分から除外できる「民法特例」。もう1つは、事業承継のために必要な資金に対する「金融支援」。3つ目が「事業承継税制」だ。後継者が自社株を贈与・相続で取得すると贈与税・相続税の負担が重くなり、それが円滑な事業承継を妨げていることから、一定の条件を満たせば納税が猶予される仕組みが創設された。18年1月からは適用要件を緩和した特別措置も設けられた。従来の一般措置では、猶予の対象となる株数が総株式数の最大3分の2までで、猶予割合も、贈与税が100%なのに対して相続税は80%までとなっていた。特別措置が適用されると、全株式について納税が猶予され、相続税の猶予割合も100%となる。5年

経過後に贈与した経営者が亡くなった場合には贈与税の免除、相続した後継者が亡くなった場合などは相続税の免除が受けられるため、特例を利用するメリットは非常に大きい。実際に、17年の事業承継税制の適用申請件数が396件だったのに対し、19年の特別承継計画申請件数は3824件と大幅に増えている。20年は新型コロナウイルスの影響で申請件数が減ってはいるものの、この特例が事業承継を大きく後押ししているといえる。

**届け出を忘れると  
猶予の取り消しも**  
特例の適用を受けるときは「特別承継計画」を都道府県に提出する。計画認定に際しては中小企業庁が認定した認定経営革新支援機関の指導・助言を受けなければならぬ。また、猶予が承認されてから5年間は納税書や都道府県に毎年届出書を提出する必要がある。それを怠ると猶予が取り消される。後継者が会社の代表でなくなった場合、合併などによって会社が消滅したりした場合も猶予が取り消され、猶予された贈与税・相続税の納付に利子税の納付も求められる。従って、猶予を受けたあとの会社の経営も見据えて事業承継計画を立てることが大切だ。

特別措置を利用するときには、経営革新支援機関に認定された税理士法人などに特別承継計画の作成から特別適用後のフォローまでしてもらおうといふ。特別承継計画の申請期限が23年3月末に迫ってきている。特例を活用した円滑な事業承継のためには、信頼できる専門家に相談して、今すぐ事業承継計画に着手したい。

**事業承継税制プロフェッショナル**

# 税理士30選

Vol.08

高野総合グループ  
税理士法人  
**高野総合会計事務所**

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信頼」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢90名を超える専門家集団(内、税理士30名、公認会計士14名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号  
【代表】総務代表 公認会計士 税理士 高野 尚典

**税理士法人 高野総合会計事務所**  
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋7丁目3番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階  
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com>

事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後輩の憂いなく将来に向けた気持ちが前向きなものになります。当事務所における相続・事業承継グループの専門家が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

**銀座K.T.C税理士法人**

【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日本地産ビル63階  
TEL.03-3541-2958 <http://www.kictax.com>

ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけではなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

【設立】1997年 【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号  
【本部】丸の内、新大塚、池袋、有明、みどり、豊洲駅前、横浜駅前、新大塚駅前、川崎、豊洲、有明、有明台 【代表】代表社員 税理士 堀田 幸弘

**ランドマーク税理士法人**  
【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-2-1 横浜ランドマークタワー 37階  
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

F C M G  
FUJII CONSULTING  
MANAGEMENT GROUP

アリビングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

【設立】1978年  
【所属】東京税理士会 麹町支部  
【代表】代表社員 税理士 藤井 崇

**株式会社藤井経営/藤井会計事務所**  
【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220  
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

現在の厳しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー様個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。税理士法人レガシィでは、50年以上の相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いを致します。

**税理士法人レガシィ**

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 Jビル  
TEL.03-3214-1717 <https://legacy.ne.jp>

大きく緩和された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、精密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしています。

**税理士法人渡邊芳樹事務所**

【本部】〒107-0053 東京都港区赤坂7-6-18 赤坂ロイヤルビルディング  
【設立】1997年 【所属】東京税理士会 南有明支部 【法人番号】第733号 【支所】麹町、大塚  
【代表】代表社員 公認会計士 税理士 渡邊 芳樹

事業承継、M&A、IPOに特化した各分野の専門家によるアドバイザーファームです。個人の資産管理、相続、税金対策もご相談承ります。信石代表の著書「人生を愛するお金の話」は、好評を博しています。

**南青山税理士法人**

【本部】〒107-6030 東京都港区南青山1-11-32 アークビル602号  
【設立】2013年 【所属】東京税理士会 南有明支部 【法人番号】第2852号  
【代表】公認会計士 税理士 信石 真

事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財務、後継者、税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、幹部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応します。

**税理士法人OAK**

【本部】〒103-0073 東京都中央区新富1-5-9 丸の内ビル65F  
【設立】2012年 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第3778号  
【代表】代表社員 税理士 新田 豊

COMPASSO

100年続く企業と共に、

【本部】〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 道玄ビル509号  
【設立】1973年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号  
【支所】麹町、高田馬場、赤羽、川崎、横浜青葉、川崎、千歳金山、千歳旭、長野  
【代表】代表社員 税理士 西村 雅子

**コンパッソ税理士法人**

中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドでご提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧にサポートしております。

**税理士法人STR**

【本部】〒450-0001 名古屋市千代田区千代田1-47-1 名古屋国士会センタービル317号  
【設立】1992年 【所属】名古屋税理士会 名古屋中村支部 【法人番号】第2454号 【支所】岐阜本部  
【代表】代表社員 税理士 小原 悠